

## 吹田市社会福祉審議会の設置について

### 1 吹田市社会福祉審議会の設置

本年4月の中核市移行に伴い、本市に社会福祉審議会を設置します。本市では、地域福祉計画推進委員会や福祉審議会をはじめ、既存の福祉に関する審議会等の整理・統合により、同審議会を設置します。

社会福祉審議会は、社会福祉法（以下「法」といいます。）第7条第1項の規定に基づき、都道府県並びに政令市及び中核市に設置が義務付けられており、社会福祉に関する事項を調査審議するものとして、市長の諮問に対して答申を行い、又は関係行政機関への意見を具申することを目的としています。

### 2 吹田市社会福祉審議会の構成

本市の社会福祉審議会は、裏面のとおり構成します。

地域福祉計画推進委員会は、社会福祉審議会における専門分科会の一つとして「地域福祉計画推進専門分科会」に移行します。

調査審議する事項は、従来のとおり、地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進に関することになります。

### 3 委員の任命

今年度に第4次計画策定に係る諮問を行った経緯等を踏まえ、地域福祉計画推進専門分科会については、市民委員の方を含め、現委員の皆様を任命させていただきますと考えています。

社会福祉審議会の委員は、法の規定上「議員、社会福祉事業の従事者及び学識経験者のうちから市長が任命する」となっており、市民委員の規定はありません。しかしながら、本市福祉行政の推進には、市民の立場からの意見や助言等を聴取することが非常に重要であると考えており、市民委員もこれまで同様、公募により参画いただきたいと思います。

### 4 委員任期

委員任期は、地域福祉計画等を含め、他の専門分科会が所管する行政計画等の期間と合わせる観点から、現在の2年から3年に変更を考えています。

ただし、初回（現委員の任期）は、他の審議会等の任期と整合を図るため、下記の2案（A案・B案）で調整を進めています。

[現在の任期 令和2年（2020年）3月31日まで]

<b>A案</b>	令和2年（2020年）4月1日～令和4年（2022年）6月30日 ⇒2年3か月間
<b>B案</b>	令和2年（2020年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日 ⇒2年間